

○神戸市交通局デジタル乗車券取扱規程

令和 7 年 4 月 1 日

交規程第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸市高速鉄道乗車料条例（昭和 52 年 3 月条例第 66 号）に基づき、本市が運行する高速鉄道（以下「当局線」という。）において使用することのできる、サーバ上に管理する乗車券情報と符号する識別情報を組み合わせて使用する乗車券（以下「デジタル乗車券」という。）の取扱い等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 前項に定める識別情報とは、対応端末に表示された 2 次元バーコードをいう。

(適用範囲)

第 2 条 デジタル乗車券による、当局線にかかる乗客運送については、この規程の定めるところによる。

2 この規程に定めのない事項については、神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程（昭和 52 年 3 月交規程第 51 号。以下「高速鉄道乗車料規程」という。）等の定めるところによる。

3 デジタル乗車券に組み込まれた本市以外の他社局（以下、「他社局」という。）内の乗車船券及び施設利用券の使用については、当該他社局の定めによる。

4 デジタル乗車券の発売条件等については、この規程に定めるもののほか、株式会社スルッと KANSAI が定めるスルッと QRtto 利用規約その他販売システムを運営する事業者が定める規約等による。ただし、当該規約等とこの規程との間に矛盾又は抵触がある場合は、この規程が優先する。

5 この規程及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがある。その場合、以後のデジタル乗車券による乗客の運送等については、改定された規定の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 「販売システム」とは、株式会社スルッと KANSAI その他本市がデジタル乗車券の発売を委託した事業者がオンラインで運営する販売場所をいう。

(2) 「対応端末」とは、販売システムの利用が可能な Web ブラウザを動作させる情報端末をいう。

(3) 「乗車券情報」とは、デジタル乗車券の通用区間、通用期間、料金額、発行の日付及び使用・未使用の状況その他乗車に必要な情報をいう。

(4) 「対応改札機」とは、乗客が提示する識別情報を読み取る改札機をいう。

(料金の支払)

第4条 デジタル乗車券で発行する乗車券の料金は、販売システムを運営する事業者（以下「販売システム運営事業者」という。）が定める方法で支払わなければならない。

(契約の成立時期)

第5条 デジタル乗車券による運送契約は、別に定める場合を除き、デジタル乗車券の購入を希望する者が、販売システム運営事業者が定める方法に従って購入申込みをし、販売システム運営事業者からの承諾の通知を受けた時（通知を了知でき得る客観的状态となった時を含む。）に成立する。

2 第10条第3項の規定による同行者及び第11条の規定によりデジタル乗車券の分配を受けた第三者との運送契約は、情報端末に表示した2次元バーコードにより、乗客として最初に改札を受けた時に当該乗客に移転する。

(乗客の同意)

第6条 乗客は、デジタル乗車券の利用において、この規程及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(発売するデジタル乗車券の種類)

第7条 本市は、高速鉄道乗車料規程第27条の4に定める企画乗車券をデジタル乗車券により発売できるものとし、発売するデジタル乗車券の名称、発売期間、通用区間、通用期間、及び発売額は、その都度定める。

(発売場所)

第8条 デジタル乗車券は、販売システムにおいて発売する。

(使用開始処理)

第9条 デジタル乗車券は、デジタル乗車券の使用開始可能期間中に、販売システム運営事業者が定める方法に従って、乗客が対応端末を用いて使用開始の操作（以下「使用開始処理」という。）をすることにより、使用することができる。

2 デジタル乗車券の通用期間は、使用開始処理をした時点から起算する。

3 乗客は、使用開始処理をした対応端末と異なる対応端末で、デジタル乗車券を使用することはできない。

(デジタル乗車券の改札)

第10条 乗客は、デジタル乗車券を使用する場合、対応改札機による改札を受けて入場し、同一のデジタル乗車券を用いて対応改札機による改札を受けて出場しなければならない。

2 乗客は、係員から請求があった場合は、いつでも対応端末に表示された乗車券情報を提示し、検査を受けなければならない。

3 乗客は、本人及び同行者の合計人数分のデジタル乗車券につき、自らが改札を受けることで、同行者にデジタル乗車券を利用させることができる。

4 前各項の規定にかかわらず、本市は、次の各号に掲げる場合、対応改札機による改札に代えて、本市が定める方法による改札を認めることがある。

(1) 第16条第1項第2号及び第3号に該当する場合であって、使用開始処理がされたデジタル乗車券を改札する場合

(2) その他本市が必要と認める場合

(分配)

第11条 デジタル乗車券を購入した乗客は、使用開始可能期間終了前で、かつ、使用開始処理をする前（以下「未使用」という。）のデジタル乗車券に限り、販売システム運営事業者が定めるところにより、分配を受けることを希望する者に対して分配できる。

2 購入者は、分配したデジタル乗車券が未使用の場合、販売システム運営事業者が定める方法により回収することができる。なお、購入者は、回収したデジタル乗車券を再度分配できるものとする。

3 購入者とデジタル乗車券の分配を受けた第三者との間に生じた紛争について、本市は一切の責任を負わない。

(効力)

第 12 条 デジタル乗車券は、乗車券情報の内容に従って使用することができる。

2 乗客は、対応端末の故障、充電切れ、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスの不調その他本市の責めに帰すべき事由によらず、改札を受けることができない場合には、デジタル乗車券を使用できない。

3 出場時に乗客が改札を受けることができない場合には、デジタル乗車券を紛失したものとみなす。

(購入履歴等の確認)

第 13 条 乗客は、販売システム運営事業者が定めるところにより、デジタル乗車券の購入履歴及び分配したデジタル乗車券の状態を対応端末で確認できるものとする。

(使用上の制限事項)

第 14 条 乗客は、本市又は他社局において使用を制限されたデジタル乗車券を使用することができない。また、当局線又は他社局線を乗車中に使用を制限された場合には、降車駅において出場することができないものとする。

2 偽造、変造、複製又は不正に作成されたデジタル乗車券を使用することはできない。

3 乗客は、1 回の乗車につき 2 以上のデジタル乗車券を同時に使用することはできない。

4 デジタル乗車券は、他の乗車券と併用して使用することはできない。

5 通用期間の定めがあるデジタル乗車券は、その通用期間を超えて使用することはできない。

6 入場時に使用したデジタル乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該デジタル乗車券で再び入場することはできない

7 デジタル乗車券の破損、対応改札機の故障または停電等により、対応改札機によるデジタル乗車券の読み取りが不能となったときは、対応改札機で使用する事ができない。

(デジタル乗車券利用にかかる通信費用等)

第 15 条 乗客は、デジタル乗車券の利用にあたり必要な対応端末、ソフトウェア、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービス及びその他必要となる設備を自らの責任において準備、維持し、デジタル乗車券の使用にあたって必要となる通信費等を負担するものとする。

(免責)

第 16 条 次の各号の一に該当することによりデジタル乗車券を使用できない場合に生じた損害について、本市は一切の責任を負わない。

(1) 対応端末に不具合が生じた場合や電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスが制限された場合

(2) デジタル乗車券を取り扱うシステム又は機器の障害、停電等の事由により、デジタル乗車券の取扱いを制限又は停止する場合

(3) その他サービス運営上、デジタル乗車券のサービス提供を中断する必要があると本市が判断した場合

2 前項の定めにかかわらず、本市の責に帰すべき事由により、デジタル乗車券の正常な使用に制限が生じた場合、当該デジタル乗車券の発売額を上限として本市が定める額を補償する場合がある。

(無効となる場合)

第 17 条 デジタル乗車券は、次の各号の一に該当する場合は無効とする。

(1) 販売システムにおける会員登録が退会等により抹消されたとき(分配されたデジタル乗車券を含む。)

(2) 偽造、変造、複製及び不正に作成されたデジタル乗車券を使用したとき又は使用しようとしたとき

- (3) 使用資格を限定したデジタル乗車券をその資格を有しない乗客が使用したとき
- (4) 改札を受けたデジタル乗車券を他人から譲り受けて使用したとき
- (5) 改札を受けずに乗車したとき
- (6) デジタル乗車券をその使用条件に基づかないで使用したとき
- (7) その他、デジタル乗車券を不正乗車的手段として使用したとき
(不正使用等の乗客に対する割増料金の徴収)

第 18 条 前条第 2 号から第 7 号までに掲げる場合に該当し、デジタル乗車券を無効としたときは、高速鉄道乗車料規程第 26 条の規定を適用する。

(再発行)

第 19 条 本市が発売するデジタル乗車券は、対応端末の紛失・盗難や機能不良等にかかわらず再発行しない。

(払戻し)

第 20 条 デジタル乗車券を購入した乗客は、デジタル乗車券の使用開始処理前においては、販売システム運営事業者が定める方法に従って、払戻しを請求することができる。ただし、本市が別に定めるデジタル乗車券については使用開始処理前であっても払戻しを請求することはできない。

2 デジタル企画乗車券の払戻しを行う場合、本市は当該デジタル乗車券に定められた手数料を購入者から収受する。

(施行細目の委任)

第 21 条 この規程の施行に関し必要な事項は、主管部長が定める。

附 則

(実施期日)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。